

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 条 例

ページ

○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	一
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(警察本部生活環境課)	一
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	一
○県税減免条例の一部を改正する条例	( 同 )	二
○漁港管理条例の一部を改正する条例	(水産業基盤整備課)	二

## 条 例

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

宮城県築館高等学校	栗 原 市 を
宮城県迫桜高等学校	
宮城県岩ヶ崎高等学校	
宮城県鶯沢工業高等学校	

宮城県一迫商業高等学校

宮城県築館高等学校	栗 原 市 に改める。
宮城県迫桜高等学校	
宮城県岩ヶ崎高等学校	
宮城県一迫商業高等学校	

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宮城県鶯沢工業高等学校に在学する生徒は、この条例の施行の日において、宮城県岩ヶ崎高等学校の相当の生徒になるものとする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

### 附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

○宮城県条例第五十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第八条中「平成二十三年四月三十日」を「平成二十八年四月三十日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
第六条に次の一号を加える。

十四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の

二 第一項の規定により宮城県暴力追放運動推進センターとして指定されている者が、同条第二項に規定する事業として同法第二条第二号に規定する暴力団の活動の拠点となり、又は拠点となるおそれがある施設(区画された部分を含む。)の用に供され、又は供されるおそれがある不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から一年以内に当該不動産の取得価額以下の額で当該不動産を譲渡したときにおける当該不動産の取得

第九条第三項中「取得した日」の下に、「(同条第十四号に規定する不動産の取得にあつては、同号の譲渡の日)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。  
第十条の三中「及び前条第三項」を、「第十条の二第三項及び前条第一項」に改め、同条を第十条の四とし、第十条の二の次に次の一条を加える。  
( 研修室の使用許可 )

第十条の三 研修室を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 第十条第一項の規定は、前項の許可について準用する。

第十一条中「並びに指定施設」を、「指定施設」に、「受けた者は」を、「受けた者並びに研修室の使用について第十条の三第一項の許可を受けた者は」に改める。

第十二条第一項中「金額」を、「ところ」に改め、「算出した」の下に「額の使用料を、第十条の三第一項の許可を受けた者からは別表第四に定める」を加え、同条第二項中「及び第十条の二第三項」を、「第十条の二第三項又は第十条の三第一項」に改め、同条第三項中「若しくは第十条の二第三項」を、「第十条の二第三項若しくは第十条の三第一項」に改め、「指定施設」の下に「若しくは研修室」を加え、同条第四項中「全部」の下に「又は一部」を加え、「ものとする」を、「ことができる」に改める。

第十二条の二第一項中「別表第四」を、「別表第五」に、「金額」を、「ところ」に改め、「算出した」の下に「額」を加える。

第十四条第一項第一号中「第十条の三」を、「第十条の四」に改め、同項第三号中「第十条の二第六項」の下に「及び第十条の三第二項」を加え、同項第五号中「又は第十条の二第三項」を、「第十条の二第三項又は第十条の三第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条の三第一項の許可を受けないで、研修室を使用した者

第十四条第一項及び第十五条第一項中「又は第十条の二第三項」を、「第十条の二第三項又は第十条の三第一項」に改める。

第十七条中「及び指定施設」を、「指定施設及び研修室」に改める。

第十八条第一号中「駐車場」の下に「(気仙沼漁港のものに限る。第三号を除き、以下同じ。)」を加え、同条第二号中「指定施設」の下に「及び研修室」を加え、同条第三号中「及び指定施設」を、「指定施設及び研修室」に改める。

第十九条の見出し中「駐車場の」を削り、同条第一項中「の使用時間は、午前零時から午後十二時まで」を、「船舶保管施設及び研修室の使用時間及び休業日は、別表第六のとおり」に改め、同項ただし書中「指定管理者」の下に「(駐車場の指定管理者に限る。)」を加え、「変更する」を、「変更し、



